

## 第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月5日(水)午後2時00分から午後3時04分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員(21名)
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 月足 靖彦  | 2番  | 鵜木 敏通  |     |       |
| 4番  | 牛嶋 徹也  | 5番  | 小川 哲郎  | 6番  | 角 秀次  |
| 7番  | 馬場 康浩  | 8番  | 大坪 知美子 | 9番  | 中島 秀徳 |
| 10番 | 仁田原 一太 | 11番 | 稲葉 初男  | 12番 | 入江 保生 |
|     |        | 14番 | 今村 嗣範  | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫  | 17番 | 江崎 潔   | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄  |     |        | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚   | 23番 | 池尻 律芳  | 24番 | 國武 覚  |
4. 出席最適化推進委員(14名)
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 樋口 重樹  | 4番  | 牛島 由美子 | 5番  | 樋口 祐二 |
| 8番  | 服部 正文  | 12番 | 上村 洋治  | 15番 | 室園 千秋 |
| 18番 | 久木原 秀登 | 22番 | 八田 久男  | 25番 | 中島 清隆 |
| 28番 | 井手 洋一  |     |        | 33番 | 井上 昌彦 |
| 39番 | 塩塚 義治  | 42番 | 栗原 嘉寿秀 | 43番 | 山口 史登 |
5. 欠席委員 農業委員(3名)
- |    |       |     |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 松尾 健一 | 13番 | 高山 和典 | 20番 | 中村 輝義 |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)
- |     |       |
|-----|-------|
| 29番 | 橋村 茂實 |
|-----|-------|
7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 議案第 1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可処分取消願の処理について

- 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について  
 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 7号 八女市空き家に付属した農地の指定について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
 黒木支所 渡部 真弓 立花支所 田中 克彦 上陽支所 松尾 誠  
 星野支所 江藤 繁徳 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。令和3年は特に新型コロナウイルスの影響で農業・農産物様々なところに影響したわけでございますし、もちろん農業委員会活動にも大変なしわ寄せが来たわけでございますけども、そのような中に皆様方には各自、農業委員・農地利用最適化推進委員として各現場において活動いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。令和4年度もそれぞれの立場に立ってこの農業委員会活動に全力で取り組んでいただきますことをまずもってお願い申し上げたいと思います。

本日は令和4年第1回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集いただき、ありがとうございました。ただいまより、農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着 席 ）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名

農地利用最適化推進委員 14名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、18番中村善徳委員、19番茅島澄雄委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案7件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局と農業振興課より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、八女市が見直しを行う八女市農業経営基盤強化促進基本構想について同法施行規則第2条の規定に基づき、八女市長から農業委員会に対し意見を求められているものでございます。資料は別添の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」になります。内容につきましては八女市建設経済部農業振興課よりご説明いたします。</p>
農業振興課	<p>皆様、改めて1年明けましておめでとうございます。今年度もよろしく申し上げます。貴重な時間をいただきまして八女市農業の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につきましてご説明申し上げたいと思います。座って失礼いたします。</p> <p>先程の資料の紹介がありました基本的な構想と別に、「農業経営基盤強化促進に係る基本的な構想の見直しについて」という資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。初めに農業経営基盤強化促進法に基づいて県の段階でそれぞれの都道府県の基本方針が定められています。それに基づきまして各市町村においては基本構想が定め</p>

られております。この基本構想というのは、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定や集積計画を農地の賃貸借等の貸し借りを一括で市が計画し、それをお認めいただき、農地の集積等を図っているものではございますけれども、以前昭和54年に農地利用増進法というものが最初に国の方で定められて、これは農地法に対する特別法として農地の有効利用とか流動化を促進していこうというもので制定された経緯がございます。農地の改革の中で、この農地の流動化を進める中で、やはり地域を担う人を育てていく必要があるだろうということで平成5年に農業経営基盤強化促進法に改められまして、それ以降は農地の流動化対策を、地域を担う経営体を育成しながら、総合的には措置を考慮して基本構想に沿って地域の農業を増やさせていこうということで、これまでの経緯として基本構想を策定して、基本的には10年を見通した中で5年毎に基本構想の見直しをこれまでの期間行ってきたところでございます。

そして今日の議案に上程させていただいた折には、後程担当の者が説明しますが、農業委員会または農協の2つの関係機関において意見聴取をとったうえでの策定・見直しということになっておりますので、それを本日、今年度の変更とともに手筈の準備をさせていただいたところでございます。

詳しい説明につきましては担当の者から申し上げたいと思いますので、ご付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

農業振興  
課

改めまして皆様、こんにちは。本日は総会の貴重な時間中にこのような場を設けていただきましてありがとうございます。私は八女市建設経済部農業振興課の富永と申します。マスクを着用した形でのご説明でお聞き苦しい点があるかと思ひますけれども、最後までよろしくお願ひいたします。

今回、農業経営基盤強化促進法の基づく県の基本方針が変更されたことに伴ひまして、八女市の基本的な構想の見直しを行うこととなりました。基本的な構想の見直しに際しては農業委員会から意見を聴取することとなっております。早速ではございますけれども、ただいまから内容の説明を申し上げたいと思ひます。

農業振興  
課

まず農業経営基盤強化促進法（以下、「法」と呼ぶ）、この法の目的についてご説明をいたします。この法は農業の健全な発展に寄与す

ることが目的とされておりまして、国民経済の発展と安定に農業が寄与するためには効率的かつ安定的な農業経営を育成する必要がある、これらの育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善しようとする農業者に対して、総合的な措置、農用地の利用集積、経営管理の合理化、そして農業経営基盤の強化等を講ずることとされておりまして、法の目的を達成することとされております。

続きまして、今回見直すことになりました農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想についてですけれども、この基本構想は法第6条第1項に基づき市町村が定めることができるとされております。現在の基本構想は平成26年9月に策定したものとなっております。また、同条第2項により基本構想におきましては次に申し上げます5つの事項を定めることとなっております。

1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標。

2. 認定農業者の認定に係る指標となる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標。

3. 認定新規就農者の認定に係る指標となる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標。

4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項。

5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項となっております。

次に、この基本構想を利用する具体的な事例についてご紹介いたします。基本構想は農業経営改善計画の認定に伴う指標。つまり、認定農業者の認定に係るための指標となっております。次に青年等就農計画の認定に伴う指標。これは認定新規就農者を認定するにあたっての指標として使用しております。また、基盤強化促進法に基づく利用権設定事務に伴う指標としても活用されております。

以上が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の大筋の説明となります。

農業振興  
課

ここからは、今回の改正に係るご説明となります。今回、農業委員会への意見聴取は法施行規則第2条に「市町村が基本構想を定めよう

農業振興  
課

とするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない」と規定されていることから意見聴取を行うものであります。

今回の改正理由は、福岡県の定める農業経営基盤強化促進法に基づく基本方針（以下、「基本方針」と呼ぶ）及び市が定める基本構想は、農業経営基盤強化促進法施行令第2条に基づき概ね5年ごとに見直しを行うこととなっています。市の定める基本構想は県の定める基本方針に即した形で作成しています。令和3年2月に福岡県が基本方針を変更したことに伴いまして今回、市の基本構想を改正するものでございます。

今回の改正点は大きく分類いたしますと4つのものとなります。内容については、事前にJAふくおか八女と福岡県八女普及指導センターにご協力いただき現在の社会情勢に沿った形で整理を行ったものとなります。事前にお配りしています別添資料の5ページをご覧くださいと思います。この別添資料としてつけております「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の案」につきましては、アンダーラインが引いてありますところが今回の改正の箇所となっております。

まず1点目についてですが、ここでは認定農業者の営農類型のモデルとなる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の修正を行っています。具体例といたしましては、1つ目に経営規模の修正、5ページを見ますと指標例1の中の表の中に経営規模という箇所がございまして、水田13haと書かれているところにアンダーラインが引いてあると思います。こういった経営規模の見直しというものを行っています。そして、作付品種の変更ということでこちらも平成26年に策定した当時に推奨されておりました各作物ごとの品種を現在推奨しているようなものに変更をしております。そして最後ですけれども、3点目に平成26年度に策定したこの経営シートのモデルの中には山間地のモデルというものがありませんでしたので、今回新たに山間地モデルの2例を追加しております。この2例につきましては複合経営ということで、お茶とナス、それとお茶とイチゴといった指標を追加させていただいております。

続きまして14ページをご覧くださいと思います。14ページにありますのが2点目になりますが、認定新規就農者の営農類型のモデルとなる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の

	<p>態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標の修正となります。先程の認定農業者の指標の修正と同様なこととなりますけれども、具体的な例としては1番目に経営規模の修正、そして作付品種の変更となります。</p> <p>そして今回の改正点の3点目となりますけれども、令和2年4月1日に施行されました改正農地バンク法及びそれに伴う国の基本要綱の改正により農地利用集積円滑化事業が中間管理事業に移行したことに伴いまして、県の基本方針から農地利用集積円滑化事業に関する記述が削除されたため、基本構想においても関連事項の削除を行っています。</p> <p>最後に4点目ですけれども、条文の削除等に伴いまして、条項番号等の修正や関係法令等の使用文言の修正等が行われていますので、その他直接内容に影響を与えない誤字脱字等の軽微な修正を含めた内容の修正を行っているものとなっております。</p> <p>以上、長くなりましたが、今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し内容の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局及び農業振興課の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>今回の基本構想の変更については、意見なく適当であると回答することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、適当であると回答いたします。ここで農業振興課は退席されます。それでは2ページをお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については12件です。解約のあった土地35筆のうち、田28筆、畑7筆、合計面積33,121㎡です。それぞれ、合意解約で離作措</p>
議 長	
議 長	
議 長	
事務局	

	置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>7ページをお願いします。</p>
議 長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について、事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明をいたします。（議案書朗読）こちらの案件は令和3年1月7日付で所有権移転売買ということで許可を受けてありましたが、許可後に売買不成立となったため今回取消申請をされるものです。以上でございます。
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>8ページをお願いします。</p>
議 長	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
農業委員 21番	<p>少しいいですか。先程の件もそうですけども、これから出てくるところに「経営縮小」、「経営拡大」、「耕作困難」、「高齢化」というような原因がたびたび出てくるのですけども、もともと困難な状況の時に譲渡を認めとったというような内容が出てきているのではないかなと思うので、その辺の内容を具体的に説明していただけますか。高齢化と耕作困難はどう違うのか。例えば、北九州の八幡の方が耕作困難であると。もともと譲り受けたときからわかっていたことではな</p>



	<p>いかなと思うのですが、こういう案件が今までも非常に多かったですよ。だから前のやつもそうですよね。1年後に売買が不成立になったという納得いく内容を言わなかったけども、僕はそうではないだろうと思うので、今から説明する中にも農業廃止と高齢化とか書いているところの前の状態はどうだったのか。その辺を含めて説明してもらおうとありがたいと思っております。</p>
事務局	<p>遠方の方が農地を所有してある件については大方の予測となりますが、おそらく相続による所有権移転で市外に相続人がいらっしゃる場合等、そういった方に相続によって所有権が移転したため、現在所有されてあることと思われま。相続については、民法によるものであり遠方の方が相続することになっても、農地法の適用を受けないことになっており、基本的に相続権のある方が相続することになりますので、こちらについてはご理解をお願いしたいところでございます。</p>
議長	<p>それでは、1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人は今まで解除条件付で農地を借りて農業をされておりましたが、この度農地所有適格法人として農地の権利を取得され、現在も栽培されておりますミカンと米を今後もされていく予定です。</p> <p>農地の権利を取得することのできる法人のことを「農地所有適格法人」と呼びまして、農地法に定義をされております。要件としましては4点ございます。</p> <p>1点目は法人形態要件で、農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることとあります。この法人は株式会社であるため要件を満たしています。</p> <p>2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することとあります。事業内容は会社の定款と事業計画書にて確認をいたしましたところ、農産物の生産・加工となっており、事業収入も全てが農業収益でありますので、事業要件を満たしています。</p> <p>3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半は農地の提供者や法人の農業の常時従事者等である必要があるとされています。この法人は議決権の100%を法人の常時従事者が占めておりますので、議決</p>

議 長	<p>権要件を満たしています。</p> <p>4点目は役員要件で、法人の理事の過半はその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1人以上が農作業に60日以上従事するとありますが、この法人は理事3名全員が農業に常時従事をされることでその要件も満たしておりますので、以上4つの要件を全て満たしていることをご報告いたします。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の居住地遠方ということでの耕作困難と譲受人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の相手方の要望と譲受人の自宅前の農地ということでの耕作利便ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番について説明をいたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明をいたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。よろ</p>

議 長	<p>しくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。よろ しくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の高齢化に よる耕作困難、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>はい。高齢化ということは農業廃止とは違いますか。どういう風に 違うのか。自分が言っているのはそういうところを具体的にどうなの っていうように聞いているのだけど、どう違うの。</p>

事務局	経営縮小でございまして、まだ農業を全部辞められるわけではないです。
議 長	他にありますか。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。
事務局	9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の遠方による耕作困難、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。譲渡人の所有は相続によるものです。以上です。よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。
事務局	10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1 1 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。 よろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 2 番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1 2 番についてご説明します。（議案書朗読）譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 3 番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1 3 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の高齢化による耕作困難、譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。よろしく申し上げます。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>はい、田村委員。</p>
農業委員 21番	<p>先程の質問に対して答えが出ていないから聞いています。この譲渡人は老人ホームに入っていますよね。それで高齢化なんですかっていう質問ですよ。他に農地はあるけどグループホームに入っているってことは何もできないわけでしょ。そのような現状を考慮していますかっていうことです。</p>
事務局	<p>高齢化による耕作困難というように先程申し上げましたけれども、これはもともとの農地に関してです。</p>
農業委員 21番	<p>だから残りがあるのか、ないのか。ないならば農業廃止ではないのということを言っているだけです。だから農業廃止と高齢化はどう違うのかという質問にもなるわけですよ。農業廃止ということは農家ではなくなるわけでしょ。どういう線引きなんですかっていうことですよ、言葉として。</p>
農業委員 14番	<p>これは経営面積と自作面積が同じということが高齢化による農業廃止までされるということで理解してもいいのではないですか。</p>
事務局	<p>今回、所有権移転されるのが2, 186㎡でございまして、残りはまだ所有してある農地でございます。</p>
農業委員 21番	<p>後で調べるなら調べるでよいので、1つの文言に対しての定義づけが色々あるでしょうということを言っているわけです。</p>
事務局	<p>こちらについては申請事由をはっきり調べまして、おそらく高齢化による経営縮小というか、経営面積は8,978㎡と全体でなっていて、所有権移転される分は2,186㎡で、まだ他にも農地があります。農地がある分については、この方は老人ホームに入っているかと思いますが、もともと家の方が耕作されてあるかもしれないので、高齢化による利用困難というか、そういうところは今の段階では書けないと思います。</p>

議 長	<p>私的な内容や申請事由については、内容をもう少し申請された時点で具体的な理由の聞き取りを行って、申請事由の整理をできるところはきちんと明確にやっていく、そういった努力を事務局には求めたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは他に質疑はございますか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>こちらの譲受人は新規営農であるため併せてご説明いたします。こちらの農地を取得し筍を栽培される予定となっております。農業経験は水稻、野菜等の収穫のお手伝いを3年ほどされていたとのこと。今回こちらの農地を知人より紹介されたことをきっかけにご自身で営農を始められるものです。営農についての指導や足りない農機具については全所有者である譲渡人に協力いただくとのこと。販売先は八女市内の加工業者等へ直接販売を予定されております。以上です。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>はい。農業廃止する方が農地をまた取得するのはどういうことですか。次の番号では、ある持分しか譲渡しないということと書かれてありますが、残りの持ち分に関しては譲渡人が持つことになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>次の番号に関しては、共有農地であり、残りの持ち分に関しては別の方が所有することになります。</p>



農業委員 21番	そういうことですね。譲渡人がその後も残りの持ち分を所有すると思っていたので聞いてみました。分かりました。
事務局	すいません。この件に関しては記載が悪いところがあると思います。もっとわかりやすいような形で「共有分の」というような表現を、今後気を付けていきたいと思しますのでご了承ください。
議長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
( 異議なしの声あり )	
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、譲受人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。以上です。よろしくをお願いします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
( 異議なしの声あり )	
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。
事務局	16番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲渡人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。(議案書朗読) 貸人から子である借人へ20年間の使用貸借権設定の申請です。借人については父親である貸人と別世帯であるために経営面積が空欄となっておりますが、新規営農ではなく、今まで約15年間、父である貸人と一緒に菊と米を生産されております。今後は借人が主となって経営され、引き続き菊と米の生産をされるとのことです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありますか。</p>
	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が2件ございます。 番号1番、(議案書朗読) 譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。 番号2番、(議案書朗読) 中間管理機構より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 14 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、 番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地の場所は、黒木町笠原地区の 旧笠原小学校から県道後川内黒木線をさらに約3km程登った萩ノ尾 地区の農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のい ずれの条件にも該当しない第2種農地と判断します。(議案書朗読) 申請人はこれまで茶を栽培されてこられました。山間部の農地であ り、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をさ れています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、申請地は北側が一番高い急 傾斜地で、周囲は山林に囲まれております。排水は自然流下及び地下 浸透で問題ないと確認しております。</p> <p>また、申請地は令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備 促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至 るものです。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見まとめ県知事に進 達いたします。 続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>2番について説明いたします。申請地の場所は、黒木町笠原地区にあります霊巖寺から約2km程上った柏ノ木地区にあります農地になります。農地の区分は第2種農地で、1番と同じです。（議案書朗読）申請人も1番と同様にこれまで茶を栽培されてこられましたが、山間部の農地であり、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をされています。</p> <p>12月24日に現地調査を行った結果、申請地は南側が1番高い急傾斜地で、周囲は山林に囲まれております。排水は自然流下及び地下浸透で問題ないと確認しております。</p> <p>また、1番同様、令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市津江にあります市営上妻団地より南へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて、市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>12月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、北側の水路へ排水され、雨水も北側水路に排水される計画です。特段問題はない</p>

議 長	<p>と確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市長野にあります宮地嶽神社より東に50m程進んだ農地です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から所有権移転無償で譲り受けられまして、建設会社に貸される資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどをよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にありますスーパートライアルより南へ300m程進んだ農地です。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地9区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>12月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は北側側溝に排水される計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、立花町山崎の中島公民館より400m程北東に位置する農地です。農地の区分は、第1種農地と判断します。第1種農地につきましては原則不許可ですが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の1/2を超えないものについては許可が可能であり、農地の区分と目的は問題ないと考えます。</p> <p>（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人より譲り受け、貸資材置場及び駐車場用地として利用されるものです。</p> <p>譲受人は製造加工業を経営されており、不動産部門や運輸部門など部門ごとに会社を立ち上げておられます。今回不動産の管理部門の会社がこちらの土地を転用し、その後製造加工業の会社に貸し付けられる予定です。また、今回の申請は北側の矢部川沿いの指導の拡張に伴い、関連施設の一部が収用に係るため、資材置場、駐車場が不足する</p>

	<p>ことになるため、申請されるものです。</p> <p>譲渡人は令和2年1月にこちら土地を自らの耕作に供するために譲り受けられました。しかし、市道拡張の工事に伴い、不足する資材置場の代替地が早急に必要となった譲受人からの強い申し出により、この度売買されるものです。</p> <p>12月24日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は南側側溝へ排水され、特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は令和3年3月30日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。申請地は、八女市役所星野支所の100m程北側の農地になります。農地の区分は、概ね300m以内に八女市役所星野支所があり、市街地等で公共施設等が整備された区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から寄付により譲り受けられ、法人である譲受人の駐車場として利用される計画です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾もとれております。</p> <p>12月24日に地区の農業委員、推進委員と現地調査を行った結果、雨水は自然流下により西側水路へ排出される計画で、隣接地への影響等特段問題ないと確認しております。</p> <p>また、申請地は、令和3年3月30日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議されまして、八女市が農振除外を決定後、今回申請されるものでございます。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>続いて議案第7号、八女市空き家に付属した農地の指定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。八女市空き家に付属した農地の指定についてご説明をさせていただきます。今回空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので農地法施行規則第17条第2項第1号の規定によりその指定についてご審議いただくものとなっております。</p> <p>こちら申請地の場所については、上陽町の木浦地区にあります万年橋から約200m程南西に進んだところにあります農地になります。</p> <p>(議案書朗読) 申請に係る空き家は空き家バンクに登録されております。なおかつ、空き家に付属している農地であることを確認しております。物件登録番号については150番となっております。</p> <p>こちらについて12月13日に現地調査を行いましたところ、現在耕作するものはありませんでした。また、今後空き家と同時に農地の取得が見込まれない場合は、さらに遊休化するおそれがあると思われま</p> <p>す。</p> <p>この後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がなされましたら、この農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り、5年間の耕作を条件として特例でこの農地の取得が認められます。以上でございます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>



議 長	<p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p> <p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり、空き家に付属した農地として指定いたします。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">( 閉会宣言 3時04分 )</p> <p style="text-align: center;">令和4年1月5日</p> <p style="text-align: center;">議 長 月足 靖彦</p> <p style="text-align: center;">18番 中村 善徳</p> <p style="text-align: center;">19番 茅島 澄雄</p>